

議案第27号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第6条中「区」を「葛飾区（以下「区」という。）」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。